

介護保険料滞納 差し押さえ最多

介護保険料を滞納して、預貯金や不動産といった資産の差し押さえ処分を受けた65歳以上の高齢者が増えている。2018年度は過去最高の1万9221人にのぼったことが、厚生労働省の調査でわかった。65歳以上の保険料が介護保険制度が始まった00年度から約2倍に上昇していることも影響したとみられる。

調査は全国1741市・区・町村が対象。差し押さえ処分を受けた人は14年度に初めて1万人を超えた。前年の17年度は1万5998人だった。

介護保険に加入している65歳以上の人には、18年度末で3525万人いる。このうち9

18年度 65歳以上の1.9万人

高齢化 保険料2倍に

割は年金から介護保険料を引きされているが、残り1割は年金額が年18万円未満で、保険料を納付書や口座振替で支払っている。生活保護を受けける人は、生活保護費に介護保険料が加算されて支給される。差し押さえを受ける人は、受け取る年金がわずかで保険料を払えなくなつた人が多いとみられる。保険料は40歳から支払うが、未収の保険料は65歳以上の分だけで約236億円(18年度)にのぼる。

誰でも利用可能 前提崩れ始めた

結城康博・淑徳大教授(社会保障論)の話 生活保護を受ける水準には達しないものの、貯蓄もない低年金の高齢者が増えている証拠だ。介護保険料の上昇が見込まれる一方、非正規雇用の割合は高水準で推移している。新型コロナウイルスで先行きは見通せず、差し押さえを受ける人は今後も増えるだろう。差し押さえを受けても利用者負担を上乗せすれば介護サービスを利用できるが、これは実質的にはサービスの差し止めに近く、すべての人が使えるという介護保険の前提が崩れ始めている。



る。

介護保険料を滞納するま

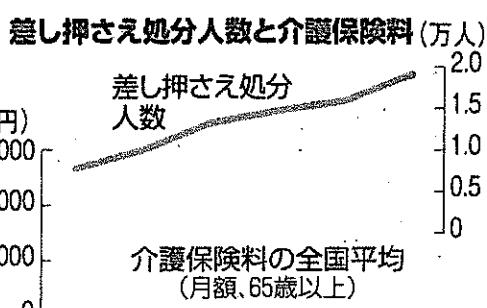
ず督促状が届く。それでも支払われない場合、自治体は資産を差し押さえ、滞納分の支払いにあてることができる。

差し押さえをするかどうかは自治体の判断にゆだねられる。

保険料を滞納しても、介護サービスは利用できる。ただ、滞納期間によって利用者の負担を引き上げられたり、サービス費用を全額負担して後から払い戻しを受けたりする。自治体によつては、保険料の分納や低所得者向けの減免に応じる場合もある。

(山本恭介)

続く。00年度は全国平均で月額2,911円だったのが、15年度には5,514円、18年度からは5,869円になった。団塊の世代がすべて75歳以上になる25年度には7,200円程度になると見込まれてい



る。